

行動計画

社会福祉法人 濟昭園

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和 7年 4月 1日～令和12年 3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業者や育児休業者における職場復帰のための、家庭と仕事の両立の相談や支援

<対策>

- 令和 7年 4月～ 対象者に育児休業等規則の説明、ヒタリング
- 令和 7年 4月～ 育児休業等に関する規則以外でのサポート支援

目標2：9歳までの子（9歳に達する日の年度末）を持つ職員が、夜勤及び宿直免除を希望する場合は認める。

<対策>

- 令和 7年 4月～ 現状の把握、対象者にヒヤリング、規程の説明、
- 平成 7年 4月～ 職員に周知

目標3：年次有給休暇の時間単位での取得できるようにする。

<対策>

- 令和 7年 4月～ 各施設、各部の時間年休の取得状況の把握
- 令和 7年 4月～ 各部に現状報告